

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」（昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知）及び「特別職の職員の給与について」（昭和四三年自治給第九四号各都道府県知事あて行政局長通知）の趣旨に沿つて措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであつて、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがつて、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、誠に留意されたい。

なお、貴管下市（区）町村についても、この通知の趣旨に沿つて適切なご指導を願いたい。

○特別職の報酬等について

（昭和四八、一一二、一〇、自治給第七七号
各都道府県知事宛 自治省行政局公務員部長通知）